

群馬県高山村の採卵鶏農場で 高病原性鳥インフルエンザが発生(国内5例目)

【概要】

- ★群馬県吾妻郡高山村 約36万羽飼育の採卵鶏農場
- ・昨年12月31日に農場から家保へ死亡羽数が増加したとの通報
- ・本年1月1日に疑似患畜であることが確認され殺処分を開始
- ・1月3日現在、約19万羽の殺処分を実施

十分な
警戒を!!

<発生予防対策のポイント>

- ①農場に入る全ての人・車両・物品の洗浄・消毒
農場周囲にはウイルスが存在するものと認識
 - ②衛生管理区域・家きん舎ごとに専用の長靴を着用
着替え・履き替えの前後で交差しないよう明確な境界線の確保
 - ③ウイルスを媒介する野生動物の侵入防止対策
防鳥ネットの点検・補修のほかネズミ・ハエ等の定期的な駆除
- ※鹿児島県の事例ではオオクロバエから
高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されています。

<早期発見のポイント>

特定症状(1日の死亡率が過去3週間の平均の2倍以上)のほか
顔面の腫れ、産卵の低下や停止、肉冠や肉垂のチアノーゼ等

鳥インフルエンザの情報を掲載したウェブサイト

農林水産省：<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

保健所からの「養鶏場管理者の方へ」(次ページ)も御確認ください。

異状を見つけた場合には直ちに山梨県西部家畜保健衛生所まで
電話・・・0551-22-0771 FAX・・・0551-22-6728
夜間、土日・休日の連絡は・・・090-5564-1018

養鶏場管理者の方へ

鳥インフルエンザウイルスは通常はヒトには感染しませんが、感染した鳥に触れるなど、濃厚接触した場合などに極めて希にヒトに感染することがあります。なお、日本では発症したヒトは確認されていませんが、ヒトへの感染を未然に防ぎ、従業員のみなさんの健康を守るため保健所の調査等に御協力ください。

ヒトへの感染を防ぐため、従業員等に次のことを周知してください。

- 鳥の感染の有無が確認されるまでの間は可能な限り、飼育場所への立ち入りは控えること
- 立ち入る場合は、個人防護具を適切に着用すること

鳥の感染が確認された場合、次のことに御協力ください。

- ①保健所との連絡窓口となる方を決め、保健所にお知らせください。
- ②接触者リストを保健所に御提出ください。
- ③接触者リストに記載した従業員等には次のことをお伝えください。
 - 保健所から個別に体調等を確認する電話にて鳥との接触状況や現在の体調等を伺います。御心配なことがございましたら保健所職員に御相談ください。
 - 保健所から10日間の健康観察期間の過ごし方について説明します。
 - 医師の判断により予防内服を提案される場合があります。説明を聞き、御自身の体調含め医師とよく相談のうえ御判断ください。

保健所名	住所	連絡先
中北保健所	韮崎市本町 4-2-4 北巨摩合同庁舎	0551-23-3074
峡東保健所	山梨市下井尻 126-1 東山梨合同庁舎	0553-20-2752
峡南保健所	南巨摩郡富士川町鯉沢 771-2 南都留合同庁舎	0556-22-8158
富士・東部保健所	富士吉田市上吉田 1-2-5 富士吉田合同庁舎	0555-24-9035
甲府市保健所	甲府市相生 2-17-1 健康支援センター2号館	055-237-8952